

# 花巻市高齢者 いきいきプラン

2009～2011

花巻市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画

資料編

平成21年4月

岩手県花巻市

## ◆ 計画策定の背景

高齢化の進展に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化の進行等、要介護者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきたことに対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、2000（平成12）年4月に介護保険制度がスタートし、すでに9年が経過しています。

介護保険法に基づいて、その策定が義務づけられている「介護保険事業計画」についても、今回の策定で、第4期を迎えることとなります。前回、第3期の計画策定時は、大幅な介護保険法の改正があり、新予防給付や地域支援事業が創設されました。

第4期介護保険事業計画では、これまでの事業展開を見直すとともに高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が整合性を持ち、高齢化等の状況を踏まえながら、高齢者等の意識等についても十分に把握し、計画の理念を達成するため、実効性のある計画とすることが必要となってきました。

## ◆ 計画策定の趣旨

花巻市では、平成26年に、高齢化率が29.3%となる超高齢社会を迎えると予想されます。「明るく活力ある社会」を実現するためには、高齢者はもちろんのこと、すべての人が可能な限り健康で、活動的に生活することのできる社会環境の整備及び制度の運用が必要となります。

そのため、本市における人口の高齢化に伴う諸問題に対応するため、高齢者保健福祉及び介護保険事業の基本的な目標を定め、その方向性を示し、必要な施策とその取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、「花巻市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定するものです。

## ◆ 計画策定の体制

### (1) 運営協議会等の開催

花巻市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の策定に当たり、地域の特性に応じた計画とするため、各分野の関係者により構成する「花巻市介護保険運営協議会」及び「花巻市地域包括支援センター運営協議会」において、計画内容等の協議を行い、提案された様々な意見を計画書に反映させました。

### (2) パブリックコメント等の実施

計画策定の過程への積極的な市民参加を推進するため、また、計画が市民のニーズに応えたものとするため、計画素案を各振興センター等に置いて閲覧に供するとともに、この内容をホームページに掲載し、パブリックコメントにより広く提言等を頂いたほか、花巻振興センター地区単位の市内27地区で住民説明会を実施しました。

## ◆ 高齢者福祉事業の実績値と目標値

(年間数値)

施策の方針	事業No.	事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
				実績値			目標値		
社会参加・生きがい対策 高齢者の積極的な	1	老人クラブ活動	人	9,381	8,807	8,363	8,400	8,450	8,500
	2	高齢者講座	人	699	638	633	645	650	655
	3	生きがいと創造の事業	人	82	83	84	86	88	90
	4	シルバー人材センターの活用	人	794	805	830	850	870	890
	5	老人福祉センター事業	人	27,879	28,562	24,704	25,000	26,000	27,000
	6	ふれあい昼食会事業	か所	24	24	24	24	24	24
	7	敬老事業	人	13,533	14,210	14,580	14,642	15,098	15,540
高齢者生活支援サービス	8	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	人	16	19	20	34	36	40
	9	軽度生活援助事業	人	122	130	120	120	120	120
	10	緊急通報体制等整備事業 ①緊急通報装置の貸与	人	322	293	285	300	300	300
	11	②ひとり暮らし老人連絡員の設置	人	68	49	52	60	66	73
	12	訪問理容サービス事業	人	30	21	25	53	57	61
	13	生きがい活動支援通所事業 ①生きがいデイサービス	人	232	241	200	240	240	240
	14	日常生活用具給付事業	人	7	3	7	10	13	15
	15	家族介護用品支給事業	人	52	40	35	42	44	46
	16	高齢者福祉タクシー券給付事業	人	372	520	670	730	800	880
	17	住宅改造事業	件	35	36	36	40	40	40
	18	高齢者短期入所事業	人	5	7	7	8	9	10
	19	養護老人ホーム	人	70	70	70	70	70	70
	20	ケアハウス	人	110	110	110	110	131	131
	21	介護支援ハウス	人	19	57	57	57	57	57

◆ 介護保険事業の実績値と目標値

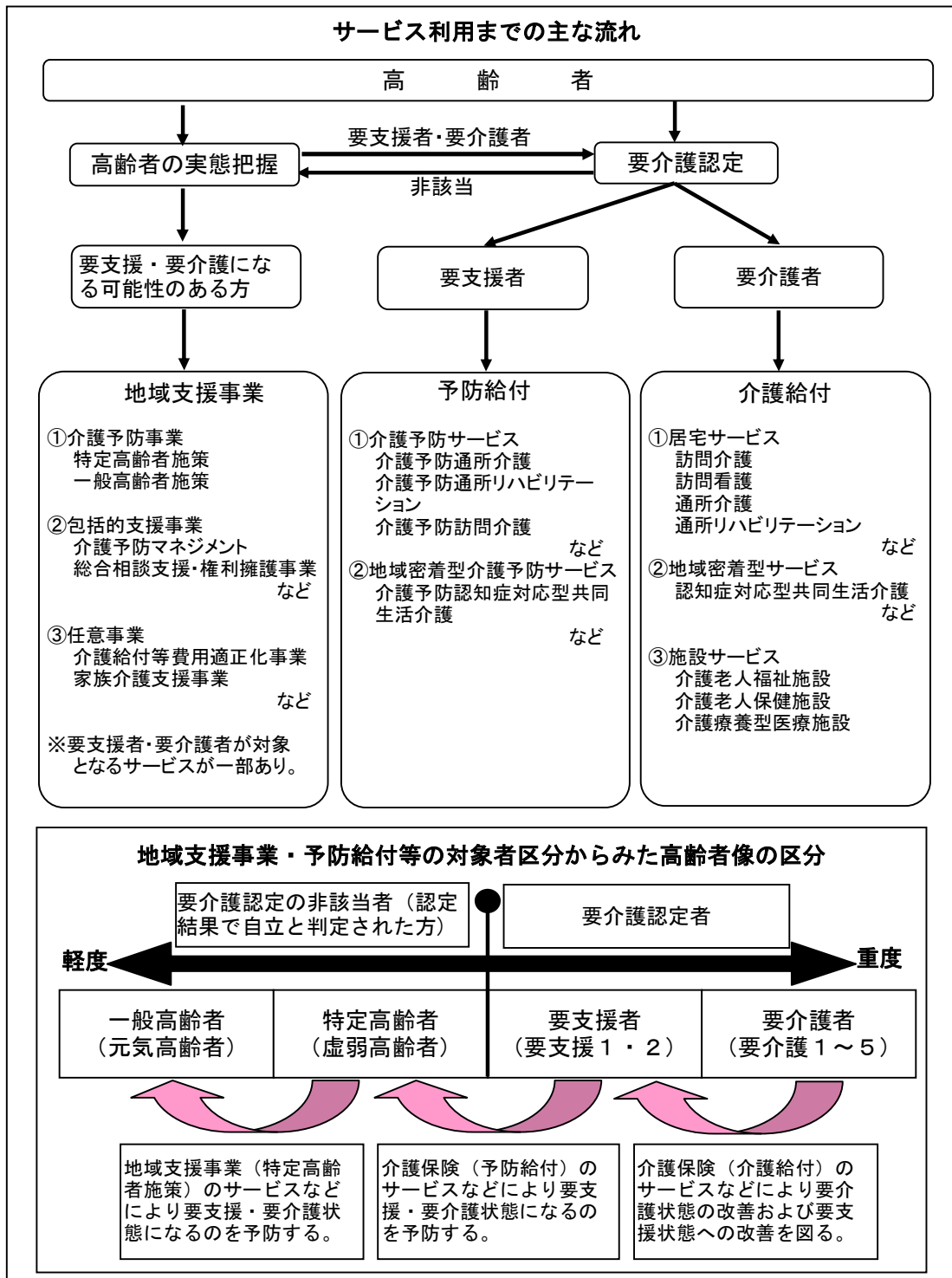
(年間数値)

施策の方針	事業No.	事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
				実績値			見込み値		
介護サービス	1	訪問介護（ホームヘルプサービス）	人	14,424	12,348	12,340	12,553	12,779	13,187
	2	訪問入浴介護	人	1,452	1,416	1,333	1,339	1,393	1,478
	3	訪問看護	人	2,808	3,264	3,150	3,179	3,274	3,442
	4	訪問リハビリテーション	人	144	168	158	160	166	176
	5	居宅療養管理指導	人	528	564	539	542	560	591
	6	通所介護（デイサービス）	人	17,592	17,160	17,185	17,483	17,782	18,335
	7	通所リハビリテーション	人	3,840	3,732	3,726	3,784	3,852	3,977
	8	短期入所生活介護（ショートステイ）	人	4,044	4,440	4,333	4,374	4,488	4,674
	9	短期入所療養介護	人	1,272	1,380	1,330	1,342	1,383	1,448
	10	特定施設入所者生活介護	人	336	360	480	480	1,092	1,092
	11	福祉用具の貸与	人	10,764	11,520	11,281	11,404	11,684	12,227
	12	特定福祉用具販売	人	154	195	196	199	202	209
	13	住宅改修費の支給	人	116	126	127	129	131	136
	14	居宅介護支援（ケアプラン作成等支援事業）	人	30,240	28,476	28,466	28,949	29,464	30,403
	15	認知症対応型通所介護	人	648	624	618	625	638	665
	16	小規模多機能型居宅介護	人	0	192	193	197	200	207
	17	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	人	960	1,152	1,380	1,512	1,944	1,944
	18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	0	0	0	348	348	348
	19	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人	5,760	5,976	6,468	6,468	6,468	6,468
	20	介護老人保険施設	人	4,692	5,172	5,460	5,880	5,880	5,880
	21	指定介護療養型医療施設	人	852	828	1,236	1,236	1,236	1,236
	22	介護予防訪問介護	人	1,368	1,704	1,763	1,819	1,868	1,913
	23	介護予防訪問看護	人	120	216	224	230	237	242
	24	介護予防訪問居宅療養管理指導	人	0	12	12	13	13	14
	25	介護予防通所介護	人	3,672	4,872	5,042	5,199	5,340	5,468
	26	介護予防通所リハビリテーション	人	672	792	819	846	869	890
	27	介護予防短期入所生活介護	人	72	48	50	51	53	54
	28	介護予防短期入所療養介護	人	24	24	25	26	26	27
	29	介護予防福祉用具貸与	人	348	576	596	615	632	648
	30	特定介護予防福祉用具販売	人	15	42	44	45	46	47
	31	住宅改修費の支給（介護予防）	人	25	43	44	46	47	48
	32	介護予防支援（ケアプラン作成等支援事業）	人	5,580	7,416	7,675	7,914	8,129	8,325
	33	介護予防認知症対応型通所介護	人	24	12	12	13	13	14
	34	介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	12	12	12	12	12
	35	介護予防生活機能検査受診者	人	-	1,969	2,120	2,140	2,180	2,200
	36	特定高齢者通所型事業	人	176	212	230	265	290	320
	37	特定高齢者訪問型事業	人	30	16	25	30	35	40
	38	生活管理指導員派遣事業	人	24	18	13	20	20	20
	39	家族介護者交流事業	人	61	56	66	70	70	70
	40	家族介護用品支給事業	人	52	40	35	42	44	46
	41	訪問サービス事業（配食）	人	267	218	165	185	185	185

## ◆ 予防重視型への転換

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市が主体となって実施する事業です。

### 【予防重視型システムの概要】



## ◆ 花巻市介護保険運営協議会規則（平成 18 年 1 月 1 日規則第 132 号）

（設置）

第 1 条 花巻市介護保険事業計画等の推進及び花巻市介護保険事業の健全な運営に関し広く意見や提言を求めため、花巻市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 花巻市老人保健福祉計画及び花巻市介護保険事業計画の策定に関すること。
- （2） 花巻市老人保健福祉計画及び花巻市介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- （3） 花巻市介護保険事業の健全な運営のために必要と認める事項に関すること。
- （4） 高齢者等の保健福祉の向上に資するため必要と認める事項に関すること。
- （5） その他市長が高齢者等の保健福祉の向上に資するため必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 市民を代表する者
- （2） 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設関係者
- （3） 関係団体等の代表
- （4） 医師及び歯科医師
- （5） 知識経験を有する者
- （6） その他必要と認められる者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認める場合は学識経験者並びに関係機関及び関係団体等に対し、意見の聴取又は資料の提出を求めすることができる。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

（補則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

## 花巻市介護保険運営協議会委員名簿

### 1. 介護保険の利用者及び被保険者

No.	所属・役職	氏名	備考
1	被保険者	鈴木 芳信	
2	被保険者	橋本 純子	
3	被保険者	高橋 とき子	
4	被保険者	鈴木 陽子	
5	被保険者	朝倉 千里	

### 2. 介護保険サービスの事業者

No.	所属・役職	氏名	備考
6	社会福祉法人大谷会(特別養護老人ホームアイリス花巻施設長)	狩野 隆史	
7	社会福祉法人大迫桐寿会(特別養護老人ホーム桐の里施設長)	佐藤 忠正	
8	社会福祉法人石鳥谷会(特別養護老人ホームいしどりや荘施設長)	高橋 信夫	
9	社会福祉法人東和仁寿会(特別養護老人ホーム東和荘施設長)	氏家 一男	

### 3. 関係団体等の代表者

No.	所属・役職	氏名	備考
10	花巻市民生児童委員協議会理事	市野川 實	
11	花巻市社会福祉協議会事務局長	高橋 照幸	副会長
12	花巻地方ケアマネ連絡会	小原 幸雄	
13	岩手県社会福祉士会中部ブロック代表	松岡 静久	
14	岩手県理学療法士会理事	川村 美博	
15	岩手県看護協会花巻地区支部地区	小原 寿子	

### 4. 医療関係団体

No.	所属・役職	氏名	備考
16	花巻市医師会理事	小木田 勇輝	
17	花巻市歯科医師会会長	畠山 良彦	

### 5. 知識経験を有する者

No.	所属・役職	氏名	備考
18	富士大学教授	寒川 尚周	会長
19	花巻市区長会副会長	高橋 秀彰	

## ◆ 花巻市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の39に規定する地域包括支援センター(以下「包括センター」という。)の適切な運営、公正・中立性の確保その他包括センターの円滑な運営を図るため、花巻市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 包括センターの設置等に関すること。
  - ア 包括センターが担当する圏域の設定
  - イ 包括センターの設置、変更及び廃止
- (2) 包括センターの予防給付に係る事業の実施に関すること。
- (3) 包括センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の承認に関すること。
- (4) その他運営協議会が包括センターの公正及び中立性を確保するために必要と認める事項。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政機関(岩手県)
  - (2) 医療関係団体(医師会、歯科医師会)の推薦する者
  - (3) 地域の保健医療福祉に関する職域団体(社会福祉士会、介護支援専門員連絡会、理学療法士会等)の代表者
  - (4) 介護保険の利用者及び被保険者(第2号被保険者を含む。)
  - (5) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業を担う団体の推薦する者
  - (6) 学識経験者
  - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の具申)



第6条 協議会は、第2条の所掌事項に関し協議した内容について、必要に応じて市長に対し意見を具申することができる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、専門的な見地から有識者等の意見を聴取するため、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 花巻市地域包括支援センター運営協議会

### 1. 行政機関

No.	所属・役職	氏名	備考
1	岩手県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課長	盛合 弘道	

### 2. 医療関係団体

No.	所属・役職	氏名	備考
2	花巻市医師会副会長	三浦 良雄	
3	花巻歯科医師会会長	畠山 良彦	

### 3. 保健医療福祉に関する職域団体

No.	所属・役職	氏名	備考
4	花巻地方ケアマネ連絡会	小原 幸雄	
5	岩手県社会福祉士会中部ブロック代表	松岡 静久	
6	岩手県理学療法士会理事	川村 美博	
7	岩手県看護協会花巻地区支部	小原 寿子	

### 4. 介護保険の利用者および被保険者

No.	所属・役職	氏名	備考
8	被保険者	鈴木 芳信	
9	被保険者	橋本 純子	
10	被保険者	高橋 とき子	
11	被保険者	鈴木 陽子	
12	被保険者	朝倉 千里	

### 5. 権利擁護・相談事業を担う団体

No.	所属・役職	氏名	備考
13	花巻市民生児童委員協議会理事	市野川 實	会長職務代理者
14	花巻市社会福祉協議会事務局長	高橋 照幸	

### 6. 学識経験者

No.	所属・役職	氏名	備考
15	富士大学教授	寒川 尚周	会長

## ◆ 高齢者等実態調査について

### (1) アンケート調査の概要

#### ① 調査目的

本調査は、花巻市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の策定にあたって、高齢者の方々の日頃の生活状況や将来の希望、保健福祉サービスの利用状況、市の高齢者施策に対するご意見などを把握し、また、要介護（要支援）の認定を受けている方には、保険者として、サービス利用の実態や問題点、利用意向などを改めて把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

#### ② 調査対象及び調査方法

調査種別	一般高齢者アンケート	要介護等認定者アンケート
調査対象	60歳以上の市民	要介護（要支援）認定を受けている方
配布数	1,536票	1,305票
抽出法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	平成20年7月	平成20年7月
調査地域	市内全域	市内全域

#### ③ 調査対象及び調査方法

調査種別	一般高齢者アンケート	要介護等認定者アンケート
配布数	1,536票	1,305票
有効回収数	851票	666票
有効回収率	55.4%	51.0%

### (2) アンケート調査からの課題

一般高齢者に対するアンケート結果から全般的にいえることは、介護保険制度自体に対する認知度や高齢者保健福祉サービス事業等に対する認知度がまだ低く、今後とも広報・啓発活動や相談事業の場面を充実していくことが求められているほか、団塊の世代等に代表される世代については、ボランティア活動に対する意識が高く、また、全体としてもボランティア活動に機会があれば参加したい意向をもっている高齢者が2割以上いることから、地域社会の活力として活かしていくことが大切なことと考えられます。

また、要介護認定者等に対するアンケート結果から、介護サービス全般に対する満足度は、8割を超える結果となっているものの、まだ、制度改正で新たに設けられたサービスについての認知度が低いなど今後とも介護サービス事業の展開について、きめの細かな内容周知等に力を入れて行く必要があります。

### (3) 主なアンケート調査の内容

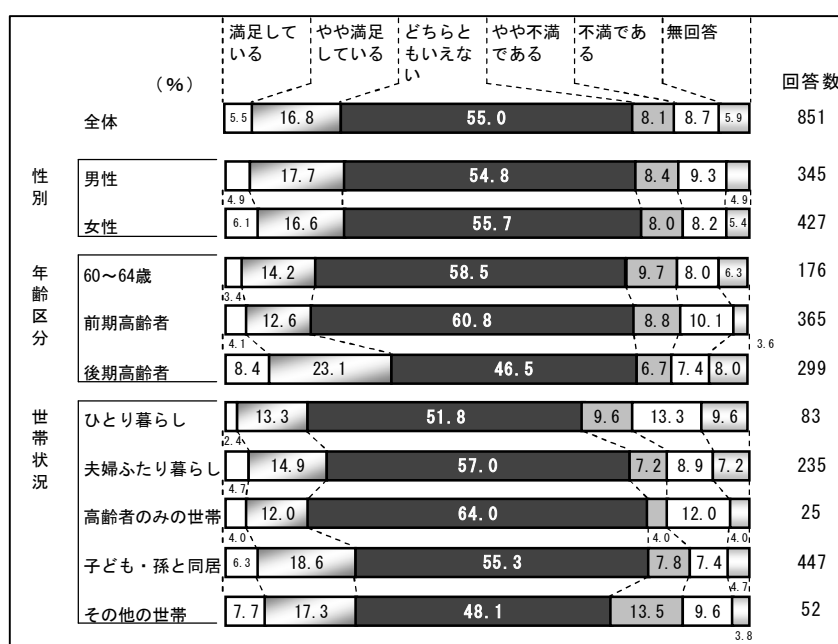
#### ① 一般高齢者アンケート調査

##### ア 市の高齢者支援に対する満足度

「どちらともいえない」が5割を超え(55.0%)最も多く、「やや満足している」(16.8%)「満足している」(5.5%)という満足とする割合は合わせて2割超、「不満である」(8.7%)「やや不満である」(8.1%)という不満とする割合は2割弱となっています。また、年齢区分別でみると、後期高齢者のみ満足とする割合が3割を超える結果となっています。

満足していない理由については(回答者数143人)、「介護保険サービスや施設が充実していない」(35.7%)、「高齢者保健福祉サービスが充実していない」(35.7%)が3割強となっています。

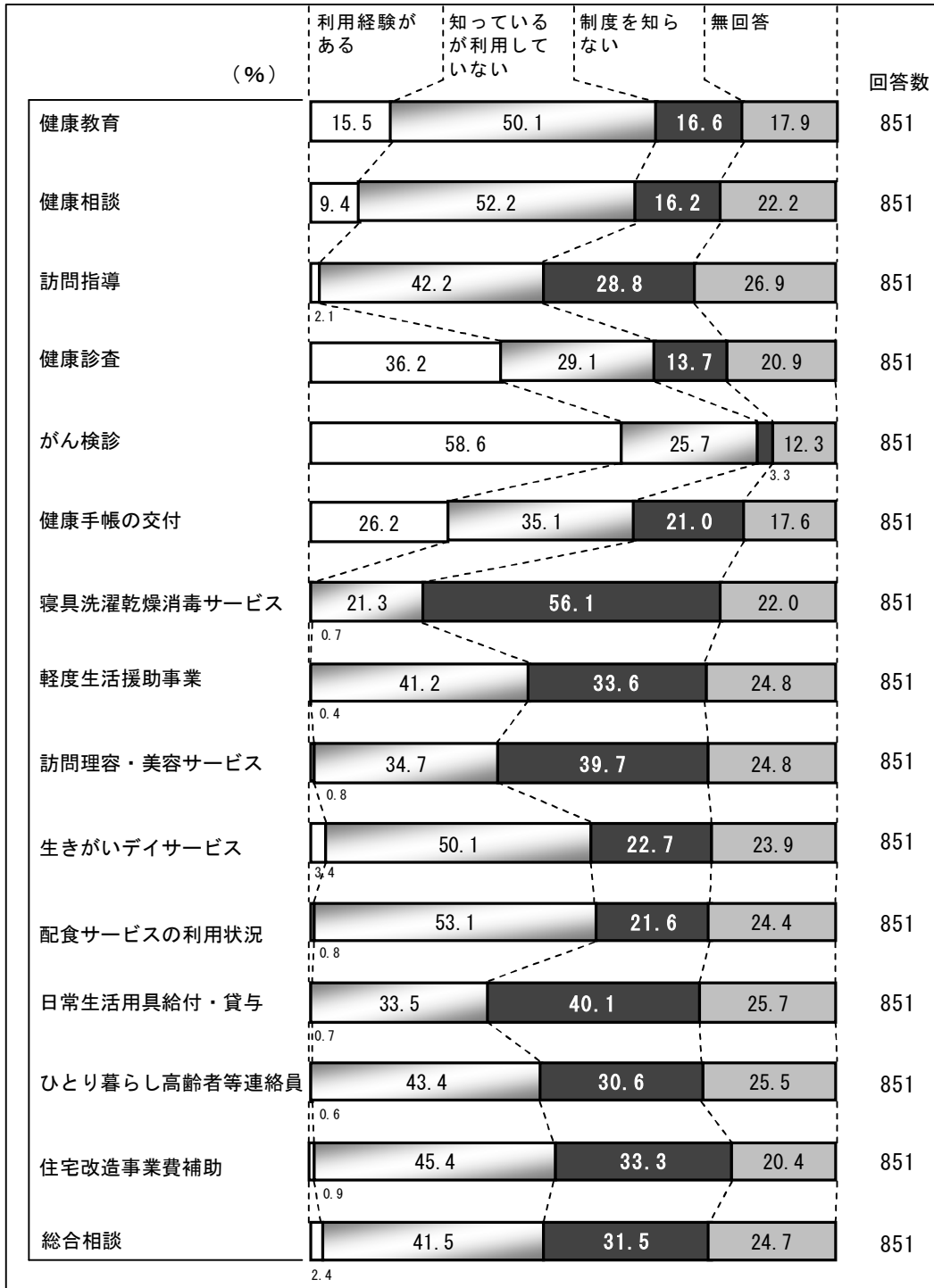
図表 市の高齢者支援に対する満足度(全体・性別・年齢区分・世帯状況)



## イ 高齢者保健福祉サービス事業の利用状況

高齢者保健福祉サービス事業の利用経験がある事業については、「がん検診」(58.6%)「健康診査」(36.2%)「健康手帳の交付」(26.2%)等、健康系のサービスが上位を占める結果となっています。また、制度を知らないとされた事業については、「寝具洗濯乾燥消毒サービス」(56.1%)「日常生活用具給付・貸与」(40.1%)「訪問理容・美容サービス」(39.7%)等が高い割合になっています。

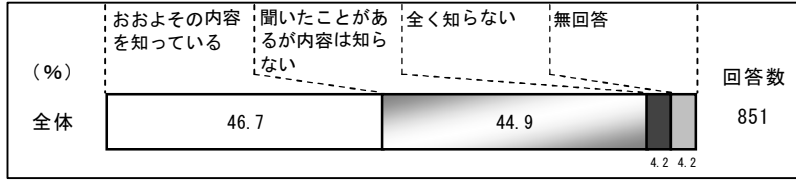
図表 現在の利用状況 (全体)



ウ 介護保険制度の認知度

「おおよその内容を知っている」(46.7%)、「聞いたことがあるが内容は知らない」(44.9%)の2つがほぼ同じ結果となっています。

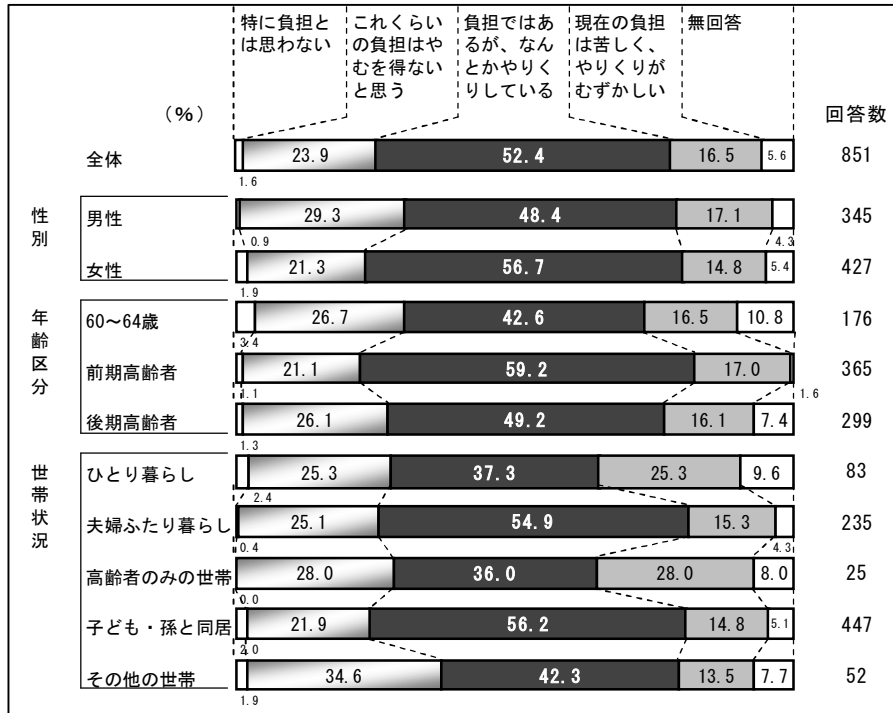
図表 介護保険制度の認知度 (全体)



エ 介護保険料について

「負担ではあるが、なんとかやりくりしている」が5割を超え(52.4%)最も多く、「これくらいの負担はやむを得ないと思う」(23.9%)、「現在の負担は苦しく、やりくりがむずかしい」(16.5%)と続く結果となっています。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯では、「現在の負担は苦しく、やりくりがむずかしい」とする割合がそれぞれ25.3%と28.0%の結果となっており、平均(16.5%)より高いものになっています。

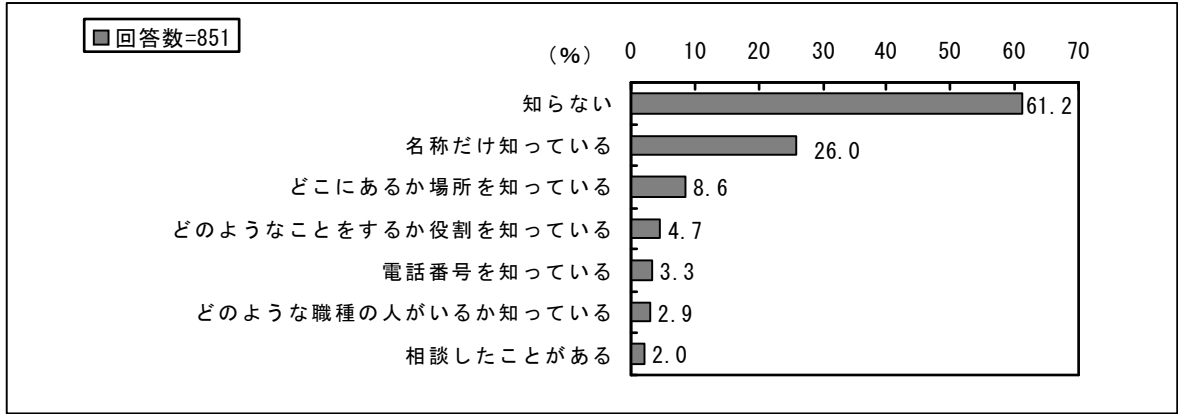
図表 介護保険料について (全体・性別・年齢区分・世帯状況)



オ 地域包括支援センターに対する認知度

前期の制度改革の目玉であった地域包括支援センターに対する認知度については、「知らない」が6割を超え（61.2%）最も多く、「名称だけ知っている」（26.0%）が続く結果となっています。

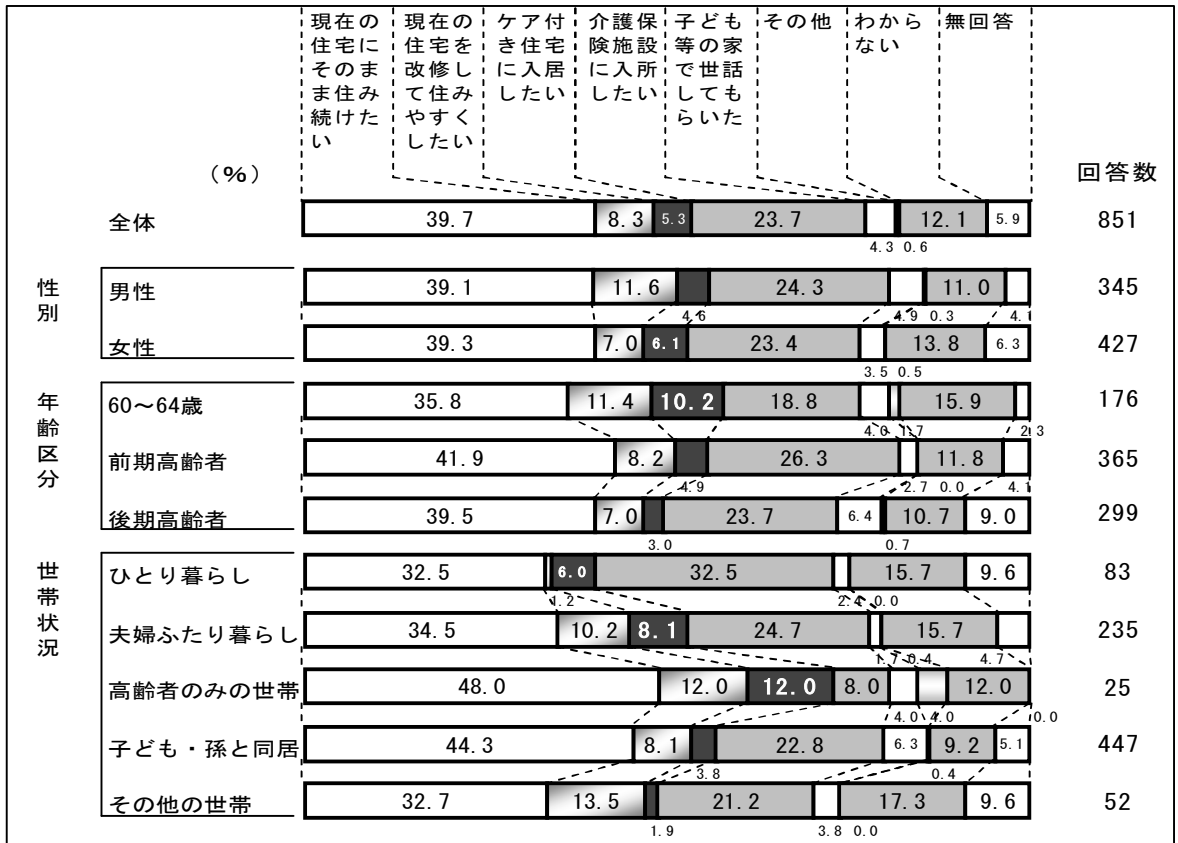
図表 地域包括支援センターに対する認知度（全体／複数回答）



カ 今後の生活に対する希望

「現在の住宅にそのまま住み続けたい」が約4割を占め（39.7%）最も高く、「介護保険施設に入所したい」（23.7%）が続く結果となっています。また、世帯状況別では、同居する家族が多いほど「現在の住宅にそのまま住み続けたい」とする割合が高くなる傾向がみられます。

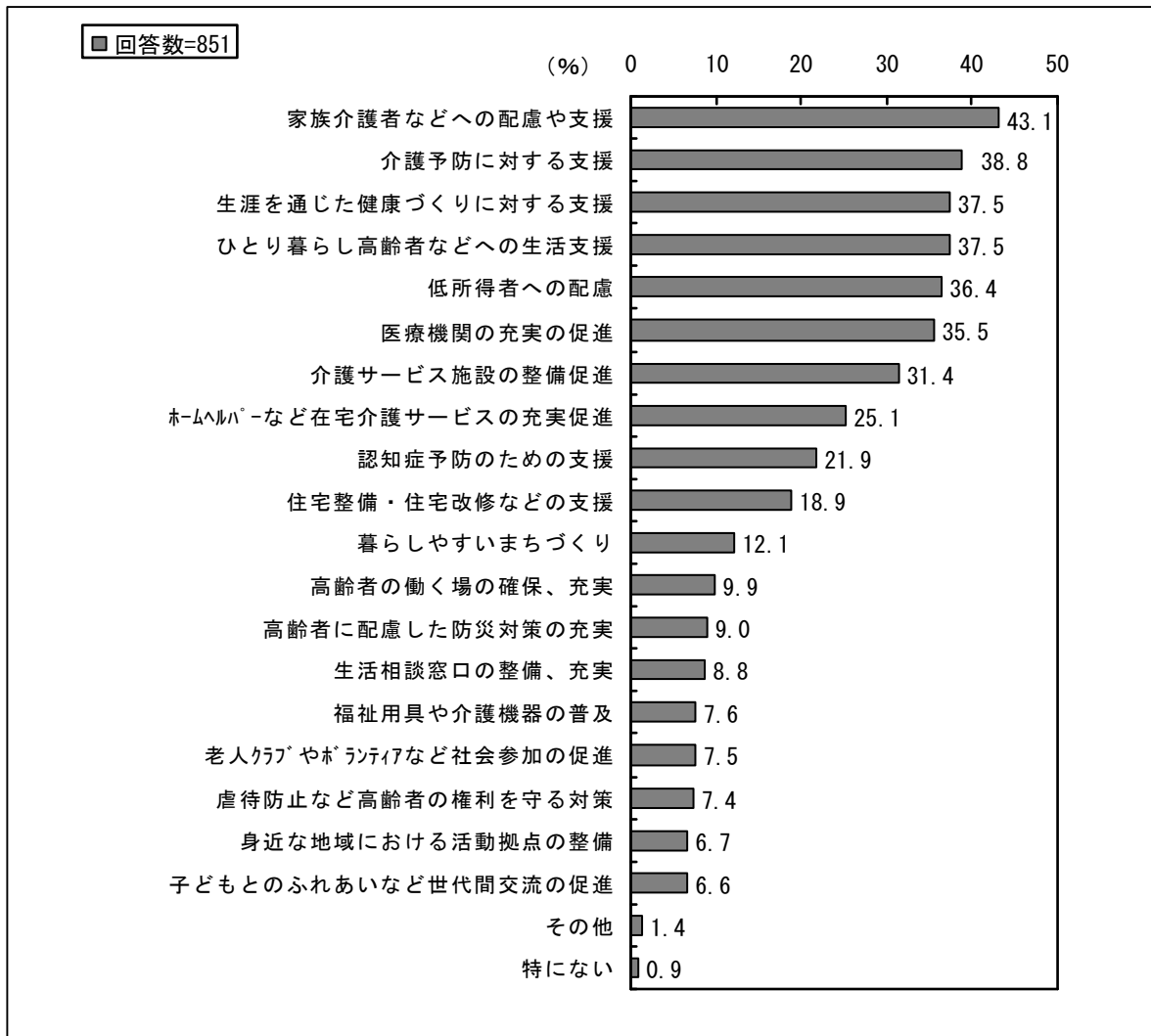
図表 今後の生活に対する希望（全体・性別・年齢区分・世帯状況）



## キ 今後の高齢者施策で重点を置くべきこと

今後の高齢者施策で重点を置くべきことについては、「家族介護者などへの配慮や支援」が唯一4割を超え（43.1%）、以下3割台では「介護予防に対する支援」（38.8%）、「生涯を通じた健康づくりに対する支援」（37.5%）、「ひとり暮らし高齢者などへの生活支援」（37.5%）、「低所得者への配慮」（36.4%）、「医療機関の充実の促進」（35.5%）、「介護サービス施設の整備促進」（31.4%）と続く結果となっています。また、ひとり暮らし世帯では、「ひとり暮らし高齢者などへの生活支援」の割合が平均より約2割高い結果となっています。

図表 今後の高齢者施策で重点を置くべきこと（全体／複数回答）



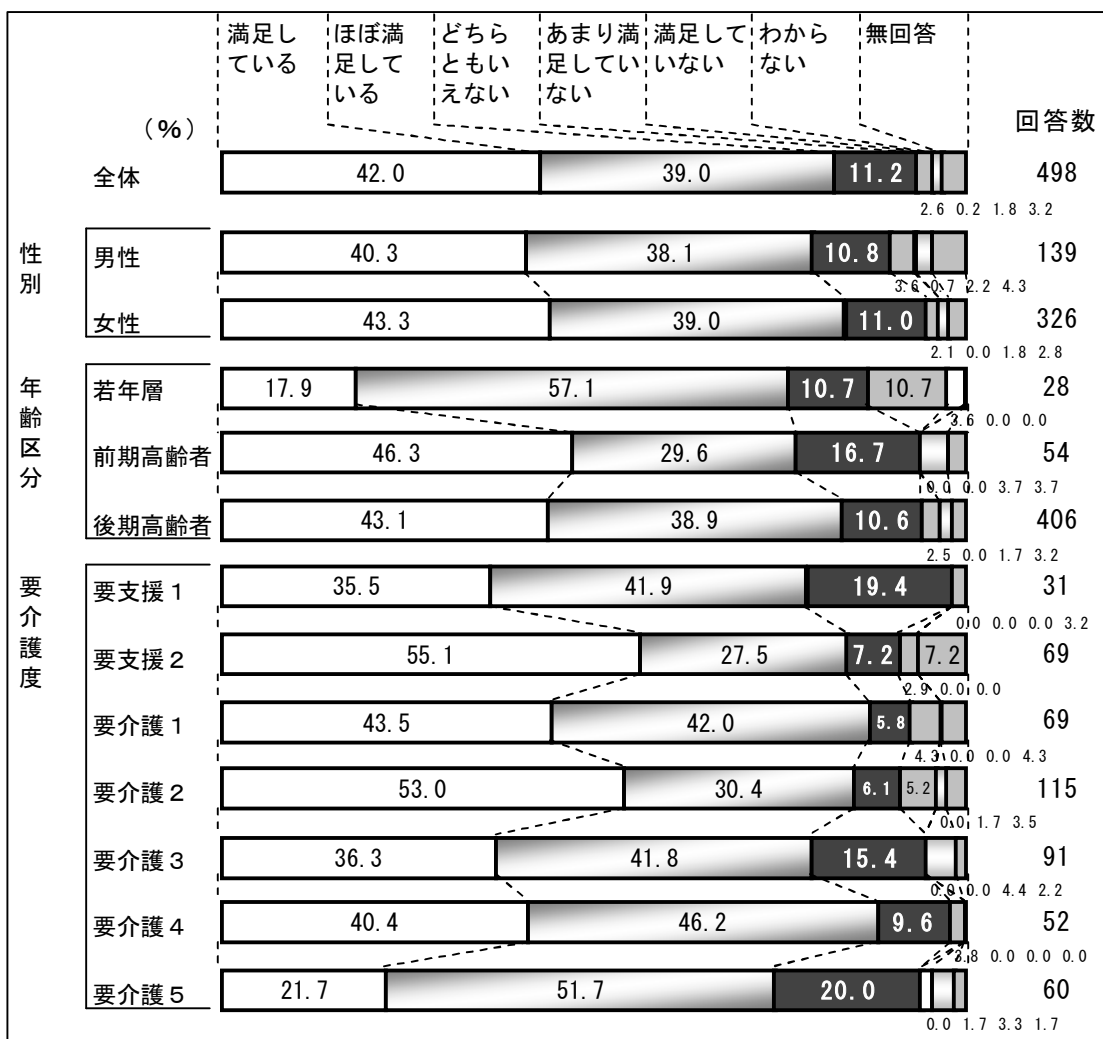


## ② 要介護者等アンケート調査

### ア 利用している居宅サービスの満足度

利用している居宅サービスの満足度については、「満足している」、「ほぼ満足している」がそれぞれ約4割（42.0%・39.0%）、を占め、満足として肯定的に受け止めている割合が8割を超える結果となっています。

図表 利用している居宅サービスの満足度  
(全体・性別・年齢区分・要介護度)



### イ 介護保険サービスの認知度

介護保険サービスの認知度については、「通所介護（デイサービス）」が7割を超え（72.5%）と最も高く、以下「訪問介護（ホームヘルプサービス）」（69.2%）、「訪問入浴介護」（66.1%）、「短期入所生活介護（ショートステイ）」（65.0%）、「特別養護老人ホーム」（62.6%）、「福祉用具貸与」（61.9%）が6割を超える結果となっています。これらの結果に対して、制度改革で新たに設けられた「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型特別養護老人ホーム」等については、知らないとする割合が4割から5割と高いものとなっています。

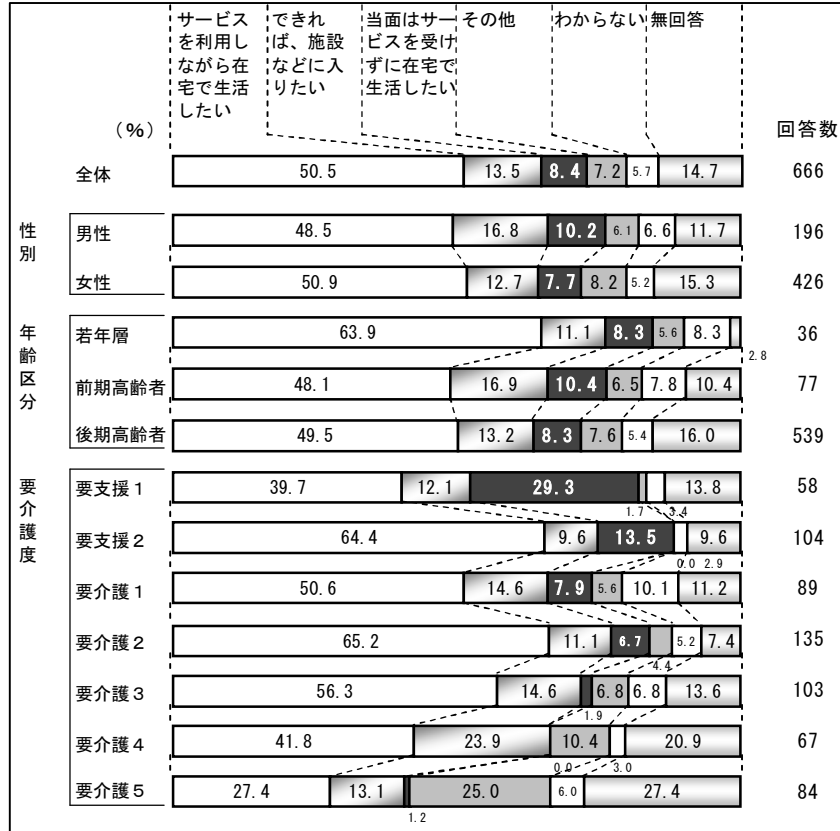
図表 介護保険サービスの認知度（全体）

(%)	知っている	知らない	無回答	回答数
訪問介護（ホームヘルプサービス）	69.2	8.6	22.2	666
訪問入浴介護	66.1	9.6	24.3	666
訪問看護	56.5	18.8	24.8	666
訪問リハビリテーション	39.8	34.4	25.8	666
居宅療養管理指導	30.2	43.2	26.6	666
通所介護（デイサービス）	72.5	5.9	21.6	666
通所リハビリテーション（デイケア）	55.3	19.5	25.2	666
短期入所生活介護（ショートステイ）	65.0	11.4	23.6	666
短期入所療養介護（ショートステイ）	53.8	20.6	25.7	666
福祉用具貸与	61.9	14.0	24.2	666
福祉用具購入費支給	48.3	26.3	25.4	666
住宅改修費支給	57.8	18.5	23.7	666
居宅介護支援	54.7	20.3	25.1	666
特定施設入居者生活介護	40.7	33.2	26.1	666
特別養護老人ホーム	62.6	12.5	24.9	666
老人保健施設	45.9	27.3	26.7	666
介護療養型医療施設	30.9	41.6	27.5	666
小規模多機能型居宅介護	36.8	37.5	25.7	666
認知症対応型通所介護	28.7	44.3	27.0	666
夜間対応型訪問介護	24.6	48.9	26.4	666
認知症対応型共同生活介護	32.9	42.2	24.9	666
地域密着型特定施設入居者生活介護	17.7	55.4	26.9	666
地域密着型特別養護老人ホーム	18.5	53.8	27.8	666

ウ 今後どのような介護を希望するか

全体では、「サービスを利用しながら在宅で生活したい」が5割を超え（50.5%）多数を占めており、「できれば、施設などに入りたい」（13.5%）が続く結果となっています。

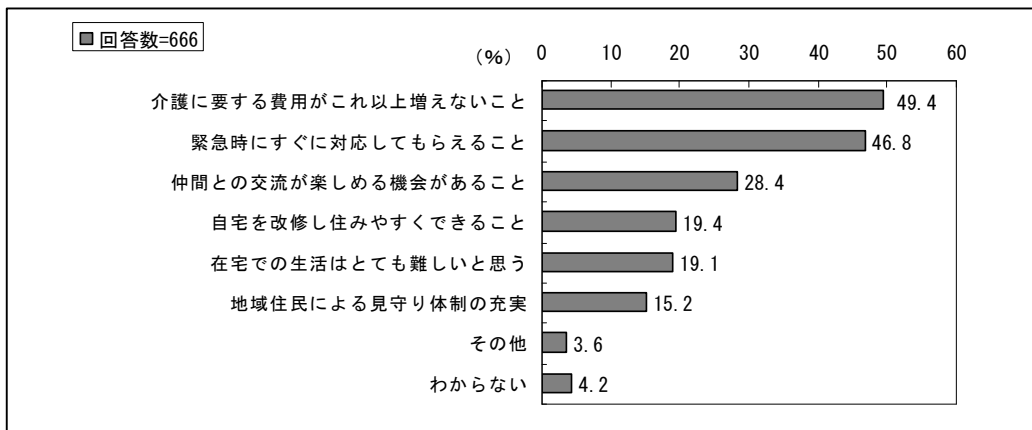
図表 今後どのような介護を希望するか  
（全体・性別・年齢区分・要介護度）



エ 在宅での生活を続けるために必要なこと

全体では、「介護に要する費用がこれ以上増えないこと」、「緊急時にすぐに対応してもらえること」が約5割（49.4%・46.8%）で多く、以下「仲間との交流が楽しめる機会があること」（28.4%）、「自宅を改修し住みやすくてできること」（19.4%）、「在宅での生活はとても難しいと思う」（19.1%）、「地域住民による見守り体制の充実」（15.2%）と続いています。

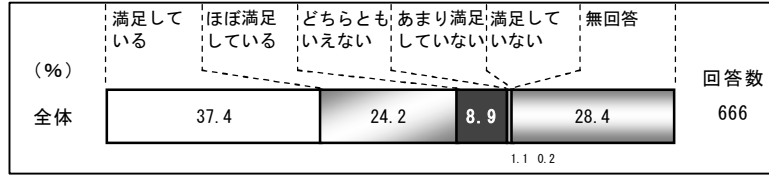
図表 在宅での生活を続けるために必要なこと（全体／複数回答）



オ ケアマネジャーの対応に対する満足度

全体では、「満足している」が約4割(37.4%)で最も多く、「ほぼ満足している」(24.2%)と合わせ、満足と肯定的な割合が6割を超える結果となっています。

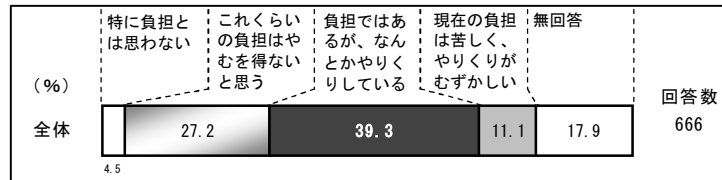
図表 ケアマネジャーの対応に対する満足度(全体)



カ 介護保険料について

全体では、「負担ではあるが、なんとかやりくりしている」が約4割(39.3%)と最も多く、以下「これくらいの負担はやむを得ないと思う」(27.2%)、「現在の負担は苦しく、やりくりがむずかしい」(11.1%)と続いています。

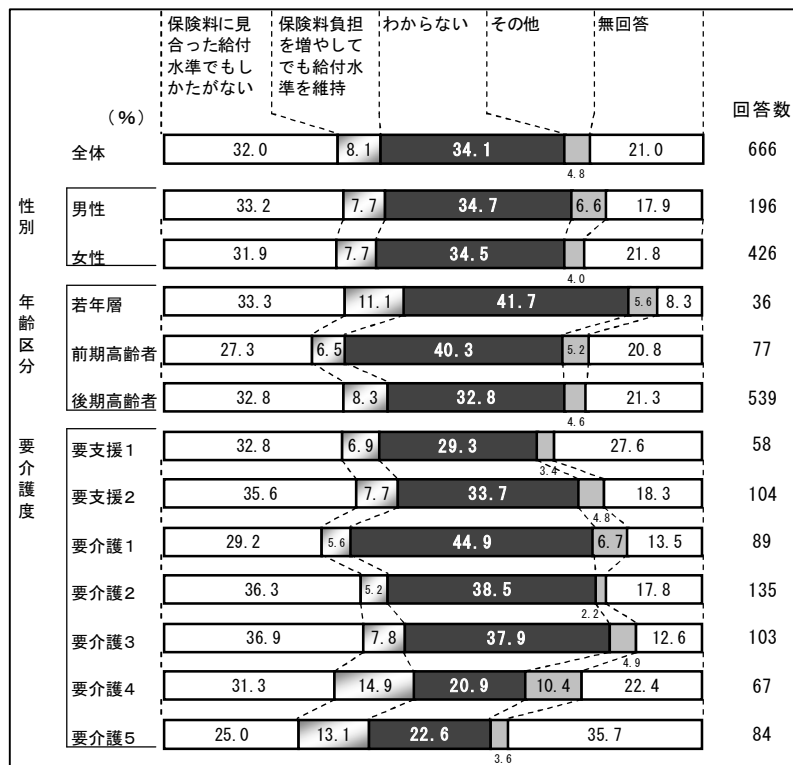
図表 介護保険料について(全体)



キ 介護保険制度の今後について

介護保険制度の今後については、「保険料に見合った給付水準でもしかたがない」「わからない」がともに3割を超える(32.0%、34.1%)結果となっています。また、「保険料負担を増やしても給付水準を維持」との回答は、8.1%と1割に満たない結果となっています。

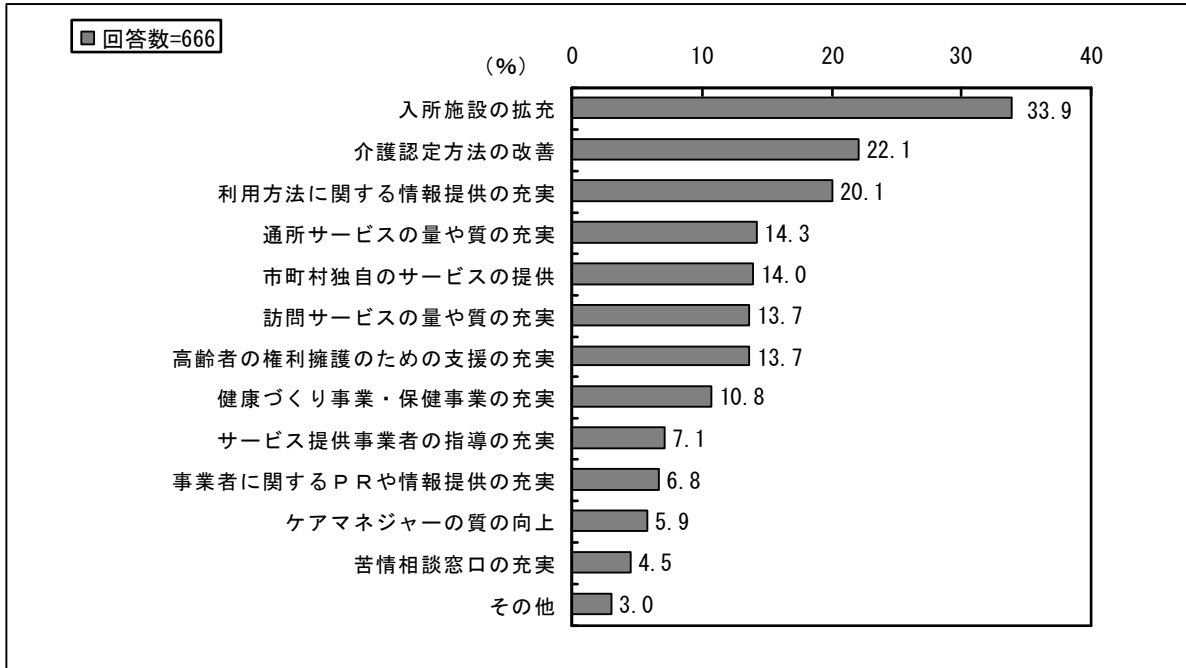
図表 介護保険制度の今後について(全体・性別・年齢区分・要介護度)



### ク 特に力を入れて欲しい介護にかかわる施策

特に力を入れて欲しい介護にかかわる施策については、「入所施設の拡充」が3割を超え(33.9%)最も多く、以下「介護認定方法の改善」(22.1%)、「利用方法に関する情報提供の充実」(20.1%)と続いています。また、要介護度別でみると、要支援1・2で「介護認定方法の改善」が他の要介護度に比べ約1割高い結果となっています。

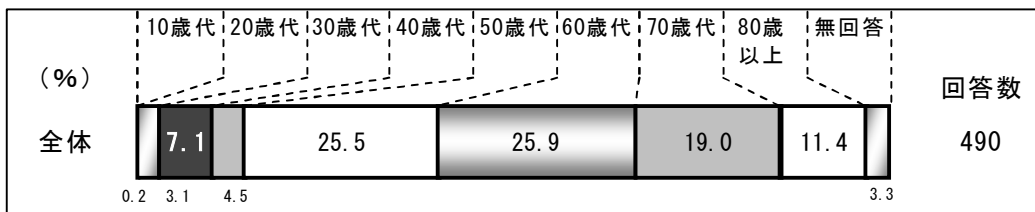
図表 特に力を入れて欲しい介護にかかわる施策(全体/複数回答)



### ケ 主な介護者の年齢

全体では、「60歳代」(25.9%)、「50歳代」(25.5%)、「70歳代」(19.0%)、「80歳以上」(11.4%)となっています。

図表 主な介護者の年齢(全体)



## ◆ 用語解説

### 高齢者生活支援サービス

#### ① 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝たきり者等の寝具の衛生を保ち快適な生活を支援するため、寝たきり者等が使用する寝具類（掛布団、敷布団、毛布）の水洗いや乾燥消毒を行うサービスです。

#### ② 軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の支援と、要介護状態への進行防止のため、軽易な日常生活上の援助（除雪、家屋内の整理等）を行うサービスです。

#### ③ 緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者等の急病や緊急時などに、迅速かつ適切に対応し、安全・安心な生活を確保するために、通報器により安全センターや消防署に通報し、救助を求めることができる緊急通報装置を貸与するサービスです。

#### ④ ひとり暮らし高齢者連絡員事業

ひとり暮らし高齢者の安否を確認するとともに、孤独感を解消するなど、ひとり暮らし高齢者が安全・安心な生活を送ることができるよう、ひとり暮らし高齢者等連絡員を配置するサービスです。

#### ⑤ 訪問理美容サービス事業

老衰等の理由により、理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に居宅で理美容サービスが受けられるよう、出張に要する費用を補助するサービスです。

#### ⑥ 生きがい活動支援通所事業

要介護認定を受けていない高齢者の社会的孤立感の解消のため、デイサービスセンター等において、日常動作訓練、趣味創作活動、食事の提供、入浴、送迎等を日帰りで行うサービスです。

#### ⑦ 日常生活用具給付事業

寝たきり高齢者や、ひとり暮らし高齢者等の日常生活等が容易となるよう支援するため、自動消火器、電磁調理器等の日常生活用具を給付または貸与するサービスです。

#### ⑧ 高齢者等住宅改造事業

高齢者等が在宅で自立した生活ができ、また介護者の介護負担の軽減を図るため、住宅改造費用を補助するサービスです。

### 施設サービス

#### ① 養護老人ホーム

環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を入所させ、適切な助言及び指導を行いながら、自立した生活を営むことができるよう支援するサービスです。

#### ② ケアハウス（軽費老人ホーム）

独立して生活することに不安のある高齢者が低額な料金で入居できる施設として、入居者

が自立した生活を送ることができるよう、入浴や食事など日常生活上のサービスを提供するサービスです。

### ③ 介護支援ハウス（有料老人ホーム）

入居した高齢者に対し、入浴や排せつ等の介護、食事の提供、洗たくや掃除等の家事、健康管理などのサービスを提供するサービスです。

## 介護保険サービス（介護給付）

介護保険サービスについては、以下のような種類があります。

### ○ 居宅サービス

要介護1～5の認定を受けた方が在宅で利用する介護サービスです。

#### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

自分や家族だけで日常生活を営むことが難しくなった要介護者の居宅に介護福祉士やホームヘルパーが訪問し、調理、掃除、洗濯などの「生活援助」や、食事介助、衣服の着替え援助、入浴介助、排せつ援助などの「身体介護」を行うサービスです。

#### ② 訪問入浴介護

身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るために、寝たきり等の要介護者の居宅を入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスです。

#### ③ 訪問看護

病状が安定し、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者の居宅に、訪問看護ステーションや医療機関から看護師、\*理学療法士等が訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

#### ④ 訪問リハビリテーション

理学療法士・\*作業療法士・\*言語聴覚士が要介護者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

#### ⑤ 居宅療養管理指導

通院困難な要介護者に対し、医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行うサービスです。

#### ⑥ 通所介護（デイサービス）

要介護者が、デイサービスセンター等へ通い、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練等を受ける日帰りのサービスです。通所介護は家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としており、居宅サービスの中で最も利用の多いサービスです。

#### ⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

要介護者が老人保健施設、病院・診療所に通い、機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための理学療法や作業療法その他の必要なリハビリテーションを利用することができるサービスです。

#### ⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護者の介護者が、一時的に介護を行うことができなくなった場合に、特別養護老人ホ

ーム等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を受けるサービスです。

⑨ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

要介護者の介護者が、一時的に介護を行うことができなくなった場合に、介護老人保健施設に短期間入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を受けるサービスです。

⑩ 特定施設入居者生活介護（混合型）

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等に入居する要介護者に対して、特定施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

混合型特定施設とは、入居者の対象に要介護者だけでなく、要支援者や自立している高齢者も含めた介護専用型特定施設以外の特定施設です。

⑪ 福祉用具貸与

要介護者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与するサービスです。対象となる福祉用具は、車椅子・特殊寝台・歩行器・歩行補助つえなど 12 種類です。

⑫ 特定福祉用具販売

在宅の要介護者が、入浴や排泄に用いる福祉用具等の一定のもの（特定福祉用具）を購入した際に補助を受けられるサービスです。特定福祉用具の対象となるのは、貸与になじまない性質のもので、腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分の 5 種類です。

⑬ 住宅改修

在宅の要介護者が、自立した在宅生活を継続するための環境整備として、居住する住宅に手すりの取付けや段差の解消等の一定の住宅改修をした際に補助を受けられるサービスです。

⑭ 居宅介護支援

居宅介護支援とは、在宅で生活する要介護者が、居宅サービス等の適切な利用ができるように、ケアマネジャーがケアプランを作成するとともに、計画にもとづくサービス提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整などを行い、介護保険施設への入所が必要な場合は紹介などを行うサービスです。

○ 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、要介護者の日常生活圏域でのサービス提供の拠点をづくり、その提供を行うサービスです。

① 夜間対応型訪問介護

要介護者に対して、夜間に定期的な巡回又は通報により、介護福祉士等のホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助するサービスです。



## ② 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が、デイサービスセンター等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を受ける日帰りのサービスです。

## ③ 小規模多機能型居宅介護

要介護者が居宅で自立した生活を営むことができるように、「通い」を中心として、その様態や希望に応じて、随時「訪問」や「宿泊」を組み合わせて利用できるサービスです。

## ④ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の要介護者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の世話と機能訓練を受けるサービスです。

## ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービスです。

## ○ 施設サービス

居宅での介護が困難な要介護者が施設に入所し、日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスで、要介護 1～5 の人が対象となります。

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者が、定員 30 人以上の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排泄等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けるサービスです。

### ② 介護老人保健施設

病状の安定した要介護者で在宅での生活が困難な方が入所して、看護・医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を受けるサービスです。このサービスは、在宅生活への復帰を目指して提供されます。

### ③ 介護療養型医療施設

病状が安定し、長期療養が必要な要介護者が、\*療養病床等を持つ病院・診療所に入院し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を受けるサービスです。

岩手県地域ケア体制整備構想に基づき、平成 23 年度末に介護療養型医療施設は廃止されます。医療の必要性を見極め、医療よりも介護の必要性が高い要介護者については、老人保健施設等介護保険施設を利用していくことになります。

## 介護保険サービス（予防給付）

介護保険サービス（予防給付）は、以下のような種類があります。

## ○ 介護予防サービス

要支援 1・2 の認定を受けた方が利用するサービスです。

### ① 介護予防訪問介護

要支援状態の維持・改善を図り、要介護状態になるのを予防することを目的に、要支援者

の居宅にホームヘルパー等が訪問し、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うサービスです。

**② 介護予防訪問看護**

病状が安定し、主治医が訪問看護を必要と認めた要支援者の居宅に、訪問看護ステーションや医療機関から看護師、理学療法士等が訪問して療養生活の支援を行うサービスです。

**③ 介護予防居宅療養管理指導**

通院困難な要支援者に対し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、医師・歯科医師・薬剤師等が居宅に訪問して、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行うサービスです。

**④ 介護予防通所介護**

要支援者が、デイサービスセンター等へ通い、必要な日常生活上の支援と機能訓練等を受ける日帰りのサービスです。通所介護は利用者の心身機能の維持を図り、生活機能の維持・向上を目指します。

**⑤ 介護予防通所リハビリテーション**

要支援者が老人保健施設、病院・診療所に通い、心身機能の維持回復や生活機能の維持・向上を図るための理学療法や作業療法その他の必要なリハビリテーションを利用することができるサービスです。

**⑥ 介護予防短期入所生活介護**

要支援者の介護者が一時的に日常生活の支援ができなくなった場合に、要支援者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる支援と機能訓練を受けるサービスです。

**⑦ 介護予防短期入所療養介護**

要支援者の介護者が一時的に日常生活の支援ができなくなった場合に、要支援者が介護老人保健施設に短期間入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を受けるサービスです。

**⑧ 介護予防福祉用具貸与**

要支援者ができるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、貸与するサービスです。対象となる福祉用具は、手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえの4種類です。

**⑨ 介護予防福祉用具販売**

在宅の要支援者が、入浴や排泄に用いる福祉用具等の一定のもの（特定福祉用具）を購入した際に補助を受けられるサービスです。特定福祉用具の対象となるのは、貸与になじまない性質のもので、腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分の5種類です。

**⑩ 介護予防住宅改修**

在宅の要支援者が、自立した在宅生活を継続するための環境整備として、居住する住宅に手すりの取付けや段差の解消等の一定の住宅改修をした際に補助を受けられるサービスです。

### ⑪ 介護予防支援

要支援者が介護予防サービスなどを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が、ケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行います。

## ○ 地域密着型介護予防サービス

### ① 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者が、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通い、必要な日常生活上の支援と機能訓練を受ける日帰りのサービスです。

### ② 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が居宅で自立した生活を営むことができるように、「通い」を中心として、その様態や希望に応じて、随時「訪問」や「宿泊」を組み合わせ利用できるサービスです。

### ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を受けるサービスで、要支援2の方のみを対象とします。

## 地域支援事業

## ○ 介護予防事業

### ① 生活機能評価

高齢者が要介護の状態になることがなく、日常生活を維持向上させるため、早期に特定高齢者を把握し介護予防事業への参加を促します。

### ② 介護予防事業特定高齢者事業

#### ア 特定高齢者通所型事業

特定高齢者を対象とし、通所により運動機能の改善向上、口腔機能の向上、低栄養の改善を目的に「パワーリハビリ教室」「まんてん教室」「スマイル教室」等を実施する事業です。

#### イ 特定高齢者訪問型事業

特定高齢者を対象に、通所事業に参加できない人や、閉じこもり、うつ、認知症の恐れのある人に、保健師等が訪問し、介護予防について支援を行なう事業です。

### ③ 介護予防事業一般高齢者事業

#### ア 介護予防普及啓発事業

65歳以上のすべての高齢者を対象に、介護予防の知識の普及啓発のためのパンフレットの配布や老人クラブ等を対象とした講演会や相談、男の料理教室を実施する事業です。

#### イ 地域介護予防支援事業

平成19年度から、保健推進委員を健康づくりリーダーとして養成し、地域福祉サロンの活動に参加し、転倒予防体操等の指導を行なうとともに、地域の栄養改善や運動指導に役立つため、食生活改善推進員に介護予防支援の研修を実施する事業です。

## ○ 生活管理指導員派遣事業

要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者等が、要介護状態に進行しないよう、家事援助などの生活支援や日常生活上の相談、助言等を行うため、週1回1時間程度ホームヘルパーを派遣する事業です。

## ○ 介護予防教室開催事業

高齢者が要介護状態にならないで、自立した生活ができるよう支援し各地区で介護予防教室を開催する事業です。

## ○ 包括的支援事業

### ① 介護予防ケアマネジメント事業

市がスクリーニングし決定された特定高齢者を対象に、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを実施し、要支援・要介護状態への予防に努める事業です。

### ② 総合相談支援事業・権利擁護事業

相談窓口や地域における様々な関係者とのネットワークを通じ、初期相談の対応や高齢者の実態把握を行い、サービスに関する情報提供や継続的・専門的な支援を行うとともに、判断能力が不十分な高齢者の権利擁護の観点から、成年後見制度の周知や高齢者虐待防止のための啓発を行なう事業です。

### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域での関係機関との連携が図られるよう地域の各種事業への参加や関係職種との連携、協働が図られるよう、事業所訪問や研修の共同開催など実施するとともに、介護支援専門員の個別支援を行い、高齢者の包括的・継続的なケア体制の充実を図る事業です。

## ○ 任意事業

### ① 家族介護者交流事業

介護者を介護から一時的に開放し、介護者相互間の情報交換や交流、心身のリフレッシュを図るための事業です。

### ② 家族介護用品支給事業

要介護4又は5の在宅高齢者を介護している、市民税非課税世帯に対して介護用品を支給し、介護者の経済的負担を軽減する事業です。

### ③ 訪問サービス事業〔配食〕

調理が困難なひとり暮らし高齢者等の健康な食生活を確保するため、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否確認を行う事業です。